



町へ提出される申請書などの押印廃止を進めます

現在、国では、「書面・押印・対面」に基づく行政手続きの見直しを推進しています。本町でも、町民の皆さんや事業所の行政手続きに係る負担軽減と利便性の向上を図るため、町独自の手続きについて見直しを行い、実印や金融機関届出印、契約書などの押印を求める手続きを除き、順次押印を廃止します。なお、国の法令や県の条例などに押印が規定されている手続きについては、動向をみながら適宜見直しを行います。

◆押印廃止の対象となる行政手続き

- 各施設の利用申請書、各種補助金交付申請書、その他各種申請など
 - ※各手続きの詳細は、各担当課へお問い合わせください。
 - ※本人確認のため、運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書の掲示をお願いする場合があります。
- ☎ 総務課 行政係 ☎0965-52-7111



介護予防のための運動教室

いつまでも健康な生活を続けるためには、日々の運動が欠かせません。何か運動を始めたい人、健診で運動を勧められた人など、まずは週1回教室に参加してみませんか？

教室名	筋力アップクラブ	フリースレーニング
対象者	65～74歳	75歳以上
内 容	① ストレッチ ② 筋力トレーニング ③ 脳活性化体操	
日 時	毎週火曜 13時30分～15時30分	毎週火・木曜 9時30分～11時30分
場 所	宮原福祉センター	宮原福祉センター（火曜）野津交流館（木曜）
送 迎	なし	あり（野津交流館のみ）

- ◆費 用 1回100円 ◆準備物 マスク、室内シューズ、飲み物、ハンカチ・タオルなど
- ◆申込先 福祉課 介護保険係 または地域包括支援センター（宮原福祉センター内）
- ☎ 福祉課 介護保険係 ☎0965-52-5852 地域包括支援センター ☎0965-62-3456



ひとり親家庭等就業支援講習会

これから働こうとする人、働く上で必要な資格を身に付けたい人のために、ひとり親家庭の就業支援講習会を開催します。

◆対象者（下記にすべて該当する人）

- ・県内に住むひとり親家庭の親、子ども、寡婦の人
- ・希望する講習会の全日程に出席でき、技能・資格取得に意欲のある人

◆受講料 無料（ただし、テキスト代、検定料は自己負担）

講習名（通信制）	受講期間（全18回）	会 場	申込期限
介護福祉士実務者研修 ＋ 介護福祉受験対策	5月26日～11月10日 毎週水曜日9時～16時	宇城市小川公民館 （小川総合文化センター内）	5月7日（金）

その他、Word3級+Excel3級検定講座も募集しています。

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎ 0965-52-5852 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 096-331-6736



第11回特別弔慰金請求書の受付

今日の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、遺族に特別弔慰金を支給するものです。必要書類など、詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

◆請求期間 令和5年3月31日まで

◆対象者 戦没者の遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人

◆支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）

☎ 福祉課 福祉係 ☎0965-52-5852
宮原振興局 地域振興課 総合窓口係 ☎0965-62-2311



障害基礎年金を受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるよう見直されます

制度改正に伴い、障害基礎年金の受給者は、令和3年3月分（令和3年5月支払）から手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変わります。詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

◆変更点

- ①児童扶養手当と調整する障害基礎年金の範囲
児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算部分額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。
- ②支給制限に関する所得の算定
障害基礎年金の受給資格者の支給制限に関する所得に、非課税公的年金給付（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）が含まれるようになります。

◆手続き方法

障害基礎年金の受給者で、すでに児童扶養手当受給資格者として認定されている人は申請は不要です。それ以外の方は、申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

◆支給開始月

障害基礎年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人で、令和3年3月1日時点で支給要件を満たしている人は、6月30日（水）までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎0965-52-5852



国民年金の免除申請

離職や収入減少などで納付が困難な人は免除申請ができます。離職の場合はハローワークから発行される離職証明書などの公的機関の証明により、特例での申請が可能です。

◆対象期間 7月1日～翌年6月（令和3年度の申請は7月1日以降）

◆免除対象 学生以外で所得が一定基準以下の人、離職された人、障害年金や生活保護受給者など

学生納付特例制度について

保険料が納付困難な20歳以上の学生を対象とした制度です。納付猶予制度のため、将来の年金受取額には反映されませんが、年金受給資格期間となります。

◆対象期間 4月～翌年3月 ◆必要書類 学生証の写しまたは在学証明書の原本

◆追 納 各免除や学生特例などが承認された期間は、10年以内であれば遡って納めることができます。

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金の人が平成31年2月以降の出産予定や出産した場合には、一定期間の保険料が全額納付したものとみなされ、納付済の期間は還付されます。

◆届 出 出産予定日の6か月前から（母子手帳で予定日確認）。出産後の申請は、町内在住者は書類不要。

☎ 八代年金事務所 ☎0965-35-6123 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851